

目的

この法律は、森林及び林業に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

基本理念

森林の有する多面的機能が発揮されるよう、森林の適正な整備及び保全を図る

- ・林業の持続的かつ健全な発展を図る
- ・林産物の供給及び利用を確保する

基本的 施策

《森林の有する多面的機能の発揮に関する施策》

森林の整備の推進

森林の保全の確保

技術の開発及び普及

山村地域における
定住の促進

国民等の自発的な
活動の促進

都市と山村の交流等

国際的な協調
及び貢献

《林業の持続的かつ健全な発展に関する施策》

望ましい林業構造の
確立

人材の育成及び確保

林業労働に関する
施策

林業生産組織の
活動の促進

林業災害による
損失の補てん

《林産物の供給及び利用の確保に関する施策》

木材産業

林業災害による
損失の補てん

林産物の輸入に
関する措置

食料・農業・農村基本法(平成11年7月16日法律第106号)

目的

この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

基本理念

(農業・農村に期待される役割)

食料の安定的な供給を確保する

農産物の供給機能以外の多面的機能の発揮を図る

(施策の方向性)

農村の振興を図る

農業の持続的な発展を図る

基本的 施策

《食料の安定供給の確保に関する施策》

食料消費に関する
施策の充実

食品産業の健全な発展

農産物の輸出入に
関する措置

不測時における
食料安全保障

国際協力の推進

《農村の振興に関する施策》

農村の総合的な振興

中山間地域等の振興

都市と農村の交流等

《農業の持続的な発展に関する施策》

望ましい農業構造の
確立

専ら農業を営む者等による農業経営の推進

農地の確保及び
有効利用の促進

農業生産の基盤の整備

人材の育成及び確保

女性の参画の促進

高齢農業者の
活動の促進

農業生産組織の
活動の促進

技術の開発及び普及

農産物の価格の形成と
経営の安定

農業災害による損失の
補てん

自然循環機能の維持増進

農業資材の生産及び
流通の合理化の促進

水産基本法(平成13年6月29日法律第89号)

目的

この法律は、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

基本理念

水産物の安定的な供給を確保する

水産業の健全な発展を図る

基本的 施策

《水産物の安定供給の確保に関する施策》

食料である水産物の
安定供給の確保

EEZ(※)等における水産資源
の適切な保存及び管理

EEZ等以外の水域に
おける水産資源の
適切な保存及び管理

水産資源に関する
調査及び研究

水産動植物の
増殖及び養殖の推進

水産動植物の生育環境の
保全及び改善

EEZ等以外の水域における
漁場の維持及び開発

水産物の輸出入に
関する措置

国際協力の推進

《水産業の健全な発展に関する施策》

効果的かつ安定的な
漁業経営の育成

漁場の利用の合理化の促進

人材の育成及び確保

漁業災害による
損失の補てん

水産加工業及び水産流通業
の健全な発展

水産業の基盤の整備

技術の開発及び普及

女性の参画の促進

高齢者の活動の促進

漁村の総合的な振興

都市と漁村の交流等

多面的機能に関する
施策の充実

(※) EEZ: 排他的経済水域 (exclusive economic zone)

環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)

目的

この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

基本理念

環境の恵沢を享受し、
将来へ継承する

環境への負荷の少ない持続的
発展が可能な社会を構築する

国際的協調による地球環境
保全を積極的に推進する

基本的 施策

《環境の保全のための施策等》

環境影響評価の推進

環境の保全上の支障を
防止するための規制

環境の保全上の支障を
防止するための経済的措置

環境の保全に関する施設の
整備その他の事業の推進

環境への負荷の低減に
資する製品等の利用の促進

環境の保全に関する
教育、学習等

民間団体等の
自発的な活動の促進

情報の提供

施策の策定に必要な
調査の実施

監視等の体制の整備

科学技術の振興

公害に係る紛争の処理
及び被害者の救済

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、
騒音に係る環境基準の策定

公害防止計画の策定及び
その達成の推進

地球環境保全等に関する
国際協力

土地基本法(平成元年12月22日法律第84号)

目的

この法律は、土地についての基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の土地についての基本理念に係る責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適正な土地利用の確保を図りつつ正常な需給関係と適正な地価の形成を図るための土地対策を総合的に推進し、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

基本理念

土地についての公共の福祉を優先する

適正かつ計画に従い、土地を利用する

投機的取引を抑制する

土地の価値の増加に伴う利益に応じて、適切な負担を求める

基本的 施策

適切な土地利用の確保を
図るための措置

土地取引の規制等に
関する措置

社会資本の整備に関する
利益に応じた適正な負担

税制上の措置

公的土地評価の適正化等

調査の実施及び情報提供

住生活基本法(平成18年6月8日法律第61号)

目的

この法律は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

基本理念

現在及び将来における国民の住生活基盤となる良質な住宅の供給等を図る

良好な居住環境を形成する

居住のために住宅を購入する者等の利益の擁護及び増進を図る

国民の居住の安定を確保する

基本的施策

住宅の品質又は性能の維持向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化

地域における居住環境の維持及び向上

住宅の供給等に係る適正な取引の確保及び住宅の流通の円滑化のための環境の整備

居住の安定の確保のために必要な住宅の供給の促進

過去に提出された交通基本法案

(第165回(平成18年)国会民主党・社民党共同提出
第171回(平成21年)で衆議院解散となったため廃案)

目的

この法律は、交通が、人の移動及び貨物流通を担うものとして国民の諸活動の基礎であるとともに、環境に多大な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、移動に関する権利を明確にし、及び交通についての基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の交通についての基本理念に係る責務を明らかにするとともに、交通に関する施策の基本となる事項を定めることにより、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健康で文化的な生活の確保及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

基本理念

移動の権利の保障

安全で円滑で快適な
交通施設等の利用を確保する

交通体系の整備を
総合的に実施する

交通による
環境への負荷を低減する

大規模災害時に交通が確保
できるよう、交通施設を整備する

国際交通機関等を整備する

基本的 施策

交通条件に恵まれない地域における
交通施設の整備の促進

移動制約者に配慮された
交通施設の整備の促進

都市部における交通の混雑の緩和

運賃又は料金の負担の軽減

交通に係る投資の重点化

有機的かつ効率的な交通網の形成

交通による環境の保全上の
支障の防止

災害発生時における交通の支障の防止

外航海運等の中核的拠点となるべき
施設の整備の促進